

令和3年8月定例農業委員会 会議録

令和3年8月10日（火）

会 議 次 第

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 議 事
 - ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・ 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - ・ 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・ 議案第4号 農業経営基盤促進法第18条の規定による利用権の設定について
 - ・ 議案第5号 農業経営基盤促進法第18条の規定による利用権の設定について
(中間管理事業分)
4. 報 告
 - ・ 報告第1号 農地法第18条6項の規定による通知書の受理について
5. その他
6. 閉 会

○事務局 皆さんおはようございます。それでは只今から、令和3年8月農業委員会総会を開催いたします。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の出席委員数についてご報告を申し上げます。農業委員11名中全員の出席があり、現に在任する委員の過半数が出席しております。定足数に達しておりますので本日の総会は成立しておりますことをご報告させていただきます。また新型コロナウイルス感染防止の観点から、円滑な議事進行にご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。開会あたり事務局よりご挨拶申し上げます。事務局長お願いします。

○事務局長 皆さん改めておはようございます。農業委員会事務局長兼経済推進部長の北岡です。どうぞよろしく申し上げます。

本日は大変皆さんお忙しい中、この体制での第1回となります、農委員会にご出席いただきましてありがとうございます。池田会長、それから廣田会長職代理者のもと皆さん方、3年間という長い年月になりますが、どうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。

さて皆さんご存知の通りオリンピックで日本選手が大活躍のもと閉会をしました。橋本市出身の方、それから伊都中央高等学校の選手の方と、パラリンピックも含めてこれから活躍も期待できるところです。若者たちが本当に様々なオリンピック開催に対しての意見があったところですが、本当に私もすごく感激したところです。

一方、夏が本当に真っ盛りという状況になってきました。昨日の台風9号の関西への影響が非常にあろうかと思った中、多少の風を強く受けましたが大きな影響がなく通過したこと、すごく喜んでいるところです。一方、それでもかかわらず、被害に遭われた地域自治体がたくさんあります。私たちも決して他人事は感じず、いつ橋本市でもあいつた状況が起こるんじゃないかということを実際に職員一丸、市民一丸となって対応していく時期が本当に来ているんじゃないかなというふうに思っています。

夏真っ盛りというお話をさせていただきましたが台風等の災害だけではなく、熱中症、それから何よりコロナウイルスがまだ蔓延しているところです。特に最近は家族感染が本当に多くなっています。皆さん方も、ワクチンの接種をほとんどの方が済まれたと思うんですが、より以上今まで以上に感染症対応を整えていただきたい、そんなふうに思います。

農業を取り巻く課題というのは、後程のお話でも出てこようかと思いますが本当に弊害いっぱいです。農業委員会での質問意見等の発言はもちろんですが、事務局に対してもどんなことでも結構ですので、お問い合わせいただければと思います。以上簡単ですが、開会にあたり、ごあいさつとさせていただきます。本日は大変お疲れ様です。

○事務局 議事の進行につきましては、橋本市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が会議の議長となり会議を掌理するとなっております。以後、池田会長におかれましては、ご挨拶の後、議事の進行をお願いいたします。

○池田会長 おはようございます。挨拶文、家で考えて用意してきたことを部長にすべてしゃべっていただいたんで、話手短にっていうことでお話しする内容はなくなってしまったんですけども、今日朝、テレビ見てましたら地球温暖化が進んでくると、ここ何十年間に影響がすごく響いてくると。これまでは安易に考えてたことが、何をこれからどのように気をつけていたらいいんかっていうのは、農業も含んで、この生活の課題になってくるんやなっていうのを身に染みるまではいかないですけども感じました。この間、8月2日の総会の後廣田職務代理と2人で市長室に挨拶に行かし

ていただきました。市長にぶっちゃけた話、前土井会長ほど、人物的にも満足いくような発言もできへんし、しんどいやっていう話をしたら、市長が「市役所でも農林振興課は精鋭を集めてある。何も心配せんでもやっていけるさかいよ」って言われたんで、私も安心して、部長や課長や職員さんに頼ってこれから進めていきたいと思えます。

ただ一つ、私は感じることは、法律的なこと、農業的なこと、専門的なことは、この中に大西先生もおいでになるし事務局もあると。でも、農業に関しては、私たちは胸を張ってプロやطيعいえる立場にあると思えます。ですんで、みんな努力すれば、この会は何とかまとまっていけると違うのかなって。ただ、現実的に農地法の研修が済んでおりません。ですので法律的なことになると、これを進めていっていいものかどうかという不安が出てくると思うんですけれども、それは当然事務局がフォローしてくれますんで、いまだに私もこれわかれへんぞって言うて何度もしとつても電話するような始末でありまして、皆さん自分の不安になることはどしどし事務局に連絡して、聞きたいことは聞いたってください。それが私のいえる、アドバイスになってくると思うんです。皆さん、よろしく願いいたします。これから座って議事を進めたいと思えます。

○議長 議案の審議に先立ちまして、議事録署名委員の選任を行います。橋本市農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員は、議席番号3番、佐藤委員。議席番号4番、中谷委員を指名いたします。お二人、よろしくおねがいします。また、書記には事務局職員を指名します。よろしく願いします。

議事に入ります。本総会で審議いたします案件は提出議案5件、報告1件です。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、2案件について、事務局の説明を求めます。お願いいたします。

○事務局 はい。それでは説明をいたします。まず説明に入る前に皆さんお手元の資料の3条、4条、5条についてをご覧ください。まず、農業委員会の制度についてご説明をいたします。

農業委員会が地方自治法、農業委員会等に関する法律に基づいて、市町村に設置が義務づけられた行政委員会です。農業委員と農地利用最適化推進員とで構成される合議体の行政委員会となっております。その委員については、平成27年の法律改正前までは、公職選挙法に基づく選挙により選ばれた議員と、農業団体や議会からの推薦により市長が選任する委員で構成されておりましたが、法律改正により推薦・公募を行い、議会の同意を経て、市長が任命することとなりました。またその法律改正とあわせて、農地利用最適化推進委員も新設をされて、農業委員会が委嘱をさせていただいております。今回承認されました農業委員・推進員の皆さんは新制度下での、2期目の委員さんとなります。農業委員、推進委員につきましては、橋本市の特別職の非常勤職員となり、職務上知りえた秘密を漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とされる秘密保持義務が課せられていますので、ご注意くださいようお願いいたします。これまで守秘義務は課せられておりませんでした。個人情報の必要性の高まりや、農地台帳作成の義務づけ等により、多量の個人情報を扱うこととなったため、法改正により、秘密保持義務が課されております。

農業委員会の業務といたしましては、農業委員会法第6条に規定されておりますが、大きく分けて次の3つに区分されます。

1つ目は、農業委員会の専属的権限に属する業務として、農業委員による合議体の行政機関として、農業委員会だけが専属的な権限として行うこととされている業務です。この業務についてこれから説明をいたします。農地の権利移動についての許認可

や、農地転用の業務を中心とした農地行政の執行をはじめ、農地に関する資金や税制などに関わる業務も含まれてあります。これらの業務は、地域の土地利用のあり方を踏まえた優良農地の確保と、その有効利用を進める上で特に重要な業務となっております。

2つ目には、農業委員会の専属的権限に属さない業務となっております。こちらにつきましては法令業務にはございませんが、農業委員会が農業者の公的代表機関として農地の利用調整を中心に、地域農業の振興を図っていくための業務となります。人・農地プランの作成ですとかそれに関わるご協力をまた皆様をお願いすることになると思います。

次にその他業務となります。その他の業務は、農業経営の合理化に関する事項及び、農業一般に関する調査及び、情報の提供に関する事務を行うことができると規定をされております。農業委員会が権限として処理する業務ではありませんが、農地利用の最適化の推進における効果が期待されております。また、農業及び農業者に関する調査研究や情報活動、農業者年金に関する業務についても、農業の発展と農業者の地位向上を図る観点から重要となっております。農業委員会の業務については以上大きく分けて3つとなっております。その中でただいまからご審議いただくのが、許認可権の説明となります。

それでは、議案書及び位置図の3-1、また別紙調査書をご覧ください。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明をいたします。農地法第3条の規定による農地の所有権移転申請のあった、譲渡人・・・さん、譲受人・・・さん他1件の許可の可否について審議を求めるものです。なお、議案第1号でご審議いただく2案件は、農地法第3条第2項の第1号、全部効率利用要件、耕作目的での権利取得でない場合、取得後に農地を効率的に活用すると認められない場合。第2号農業生産法人要件、農業生産法人以外の法人による権利取得の場合。第3号信託要件、信託の引き受けにより権利が取得された場合。第4号農作業常時従事要件、農作業に常時従事150日以上しない場合。第5号下限面積要件、権利取得後の経営面積の合計が、橋本市農業委員会が別途定める20アール未満の場合。第6号転貸禁止要件、所有権以外の権限で耕作する者が、その土地を転貸または質入れする場合。第7号地域との調和要件、権利取得後に行う耕作事業の内容、農地の位置や規模から見て農地の集団化、農作業効率化、その他周辺地域における農地の効率的かつ総合的利用の確保に必要な場合。の各号には該当しないため、要件をすべて満たしていると判断をいたしました。また、機械、労働力、技術、通作距離等を見ても問題ないと判断しております。整理番号1番から説明をいたします。

整理番号1番、橋本市隅田町霜草・・・、面積・・・㎡について。・・・さんから、・・・さんへの売買による所有権移転です。譲渡人は、維持管理困難による当該農地処分のため、譲受人は規模拡大のため承認願いたいとのことです。譲受人は農地約・・・アールを耕作する農業者です。このたびに、耕作便利な申請地を譲受け、農業経営の規模拡大を図るものです。農業委員による意見書の確認印は、田中一孝前農業委員にいただいております。

整理番号2番、橋本市隅田町真土・・・、面積・・・㎡について。・・・さんから、・・・さんへの売買による所有権移転です。譲渡人は維持管理困難による当該農地の処分のために、譲受人は規模拡大のため承認願いたいとのことです。譲渡人は東京に在住しており、譲受人は農地約・・・アールを耕作する農業者です。この度、耕作の便利な隣地の申請地を譲受け、農業経営の規模拡大を図るものです。農業委員による意見書の確認印は、田中一孝前農業委員にいただいております。

整理番号1番及び2番、いずれも総合意見について問題なしとされる意見が提出されております。説明は以上となります。ご審議お願いいたします。

○議長 はい。事務局の説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。質疑される方はご発言をお願いします。

(質疑なし)

質疑がありませんので質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第1号農地法3条の規定による許可申請について、本件を許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

ご異議がありませんので、本件は原案の通り許可することに決定いたします。

次、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

○事務局 それでは議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明をいたします。議案書及び位置図4-1、また別紙調査書をご覧ください。議案第2号でご審議いただく案件は、令和2年12月に農地転用の許可を受けずに転用行為を行っていたため、工事の即時中止を指導しておりましたが、今回始末書添付の上での申請に至りました。現地調査により、転用による著しい影響はないと判断され、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われることから、農地転用許可基準に照らし審査した結果、許可要件を満たしていると判断されます。

整理番号1番、橋本市隅田町真土・・・、・・・、・・・、・・・、合計5筆。台帳地目が田、現況地目雑種地、面積合計・・・㎡について、本件申請人は、現在使用している資材置き場が遠方にあり、また手狭となったことから自宅に隣接する本申請地を鋼材、配管、電線等の資材置き場として利用したいとしております。排水計画では、汚水雑排水は発生せず、雨水については自然浸透とし、未浸透分については、新設する敷地内水路から東側へ自然放流するとなっております。この件について、地元水利組合の同意書が添付されております。事業要する経費は・・・円と見積もられ、事業経費以上の通帳の写しが添付されております。隣接する農地が5筆ありますが、すべて同意を得ております。農業委員による意見書の確認印は、田中一孝前農業委員にいただいております。総合意見として、許可申請をせず転用行為を行っていたが、始末書の添付されておりやむなし、とされる意見書が提出されております。本申請地の農地区分は、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断されません。説明は以上となります。ご審議お願いいたします。

○議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。これより質疑に移ります。質疑される方はご発言をお願いします。

(質疑なし)

質疑がありませんので質疑を終結いたします。お諮りいたします。農地法第4条の規定による許可申請について本件を許可相当とすることに、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

異議なし、という声がありましたので、本件は許可相当の意見を付して原案の通り県知事に進達することに決定いたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての3案件を上程いたしますが、5番の畑委員には、農業委員会の委員は自己またはその親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないと規定される農業委員会に関する法律第31条、議事参与の制限に該当するため、一時退席をお願いいたし

ます。

(5番 畑委員退席)

それでは事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは事務局から説明申し上げます。農地法第5条につきましては、自分の農地を自分で宅地、駐車場にする場合は4条の規定による申請でいいんですけれども、5条である場合は自分の土地を違う方が、宅地、駐車場等農地以外のものにする場合に、農地法第5条に基づく許可申請が必要となりますのでご説明をさせていただきます。

議案第3号、農地法第5条の規定の規定による許可申請についてご説明をいたします。議案第3号でご審議いただく3案件は、現地調査により転用による著しい影響はないと判断され、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われることから、農地転用の許可基準に照らし審査しました結果、許可要件を満たしているものと判断されます。

議案書及び位置図の5-1、別紙調査書をご覧ください。整理番号1番、橋本高野口町伏原・・・の合計2筆。台帳地目田、現況地目畑。合計面積・・・㎡について。譲受人はこの度、同区内で本申請地を取得し、住宅地、福祉施設などが点在していることから、駐車場としての需要が期待されるとし、車両23台分の駐車場として利用したいとしています。排水計画では汚水・雑排水発生せず、雨水については自然浸透とし、未浸透分については敷地内を横断する水路並びに西側水路へ放流となっております。この件について引の池土地改良区並びに紀ノ川用水土地改良区の意見書及び同意書が添付されております。事業に要する経費は・・・円と見積もられ、事業経費以上の通帳の写しが添付されております。隣接する農地が3筆ありますが、すべて同意をえております。農業委員による意見書の確認印は、林委員にいただいております。本申請地の農地区分は、用途地域から500メートル以内の区域内の農地であることから、第2種農地と判断されます。

整理番号2番。整理番号2番でご審議いただく案件につきましては、すでに駐車場として利用していましたが、今回始末書添付の上での申請に至りました。橋本市東家・・・。台帳地目畑、現況地目雑種地、・・・㎡について、本件を受け人は隣接する福祉施設を運営する社会福祉法人です。この度、同区内で本申請地を取得し、職員及び来客用14台分の駐車場として利用したいとしております。排水計画は、汚水雑排水は発生せず、雨水については自然浸透とし、未浸透分については、南側既存水路へ放流とされております。この件について地元水利組合の同意書が添付されております。事業をする経費は・・・円と見積もられ、事業経費以上の残高証明書が添付されております。隣接する農地が1筆ありますが、同意を得ております。農業委員による意見書の確認印は、木下善久前委員にいただいております。総合意見としまして、始末書も添付されておりその他問題なし、とされる意見書が提出されております。本申請地の農地区分は、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断されます。

整理番号3番、橋本市学文路・・・、台帳地目、現況地目ともに田。・・・㎡について、本件受人はこの度、本申請地を取得し車両5台分の駐車場として利用したいとしております。排水計画では、汚水雑排水は発生せず、雨水については自然浸透とし未浸透分については南側既存水路へ放流となっております。この件について地元区長の同意書が添付されております。事業に要する経費は・・・円と見積もられ、事業経費以上の通帳の写しが添付されております。隣接する農地は一筆ありますが、申請人の所有となっております。農業委員による意見書の確認印は廣田委員にいただいております。本申請地の農地区分は、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判

断をされます。説明は以上でございます。後程担当委員より追加説明を願った上でご審議をお願いいたします。以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。関係委員からの追加説明をお願いします。

○林委員 6番の林です。1番の案件なんですけど、譲渡人の・・・さんなんですけれども、足を悪くして老人ホームに入っていて耕作するのは無理です。実際に農地を見ても、もう山林化しかけておりました、本当譲受人さんに聞いたら山林にならないよう伐採して現在草を刈って処理されている状況です。もう本当に、大変な土地で、これ譲受人も一生懸命になって、この周辺にいろんなデイサービスとかいろいろありますので、駐車場にしたいということで検討して、譲受人にお願いして、これは仕方がない。もう本当にこれ、困っていた譲受人が助けるということもありますので、今、事務局から説明あった通りで、もうこれは仕方ないと思います。以上です。

○廣田委員 はい。10番の廣田でございます。申請地は九度山町との境の地域で、住宅、商店、工場などが混在する橋本市の準工業地帯であります。譲受人も、・・・株式会社の代表取締役で、ちょっと住器っていいましたが重たい機械じゃなくて、住む器の住宅の住の器の住器でございます。浴室とかトイレ玄関、キッチンのリフォームの会社でございます。会社は国道310号線に面しておりました、駐車場もあるのですが、常に満車状態で、時々国道止まったりとかで危ない状況になっておりましたので、駐車場探しておりましたところ、譲渡人が少し、ちょっと高齢のために農業を縮小したいという話を聞きまして、今回申請が行われることになったものでございます。代理人からの聞き取り、現地調査を行った結果、何ら問題もなく、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長 これより質疑に移りたいと思います。質疑される方はご発言をお願いします。

(質疑なし)

質疑がありませんので質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について本件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がございませんので本件は、原案の通り許可相当の意見を付して県知事に進達することに決定いたします。5番の畑委員については、お戻りいただいてもいいですか。はい。お願いします。

(5番畑委員着席)

なお、議案第3号整理番号1番の案件は、1,000㎡以上の転用となるため、和歌山県農業会議の申し合わせ決議により、常設審議委員会での意見聴取の対象となります。事務局は資料の送付等の準備をお願いいたします。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定及び、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について、中間管理事業分は、橋本市農業委員会会議規則第9条の規定に基づき、一括審議といたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 はい。それでは、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権設定について及び、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権設定について、中間管理事業についてをあわせてご説明いたします。

議案書の基-1ページから2ページと、位置図の基-1ページから2ページをご覧ください。

まず、農業経営基盤強化促進法とは、効率的かつ安定的な農業経営を確認することは重要であることから、農業経営を目指して意欲のある農業者に対する利用集積、ま

たその他農業経営の経営基盤の強化を促進するために制定された法律で、議案書基一1ページにある農用地利用集積計画を農業委員会で決定いただき、市で公告することにより一括して貸し借りをを行うものとなっております。農業経営基盤強化促進法を利用することにより、農地法第3条の許可の許可条件による下限面積を超えていなくても貸し借りができ、市の公告によって貸し借りが成立することとなっております。また貸付期間があらかじめ設定されており、期間満了に伴い所有者のもとに、農地が返ってくる制度となっております。

農地利用集積計画を審議するに際し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められている項目、利用権の設定を受ける者が農用地がすべてを効率的に利用して耕作し、農業に従事すること。利用権を設定する土地について権利関係者すべての同意を得ること等を満たしている必要があります。

今月の申請は、個人同士のいわゆる相対の申請申請が3件、中間管理機構を通じた申請は合計11件ありますが、委員の皆様から意見書や申請書を確認してもらった結果、すべての案件について、基盤強化促進法第18条第3項の各号の条件をすべて満たしていると判断されております。それでは説明いたします。

今回申請は合計3件ありますが、代表して整理番号1番の案件を読み上げます。

利用権の設定を受ける者は、・・・、利用権設定をするのは、・・・。利用権の設定をする土地は、橋本市清水・・・、西畑・・・、・・・、・・・の計5筆となっております。現況地目は田及び畑、面積は合計・・・㎡となっております。利用権の種類は使用貸借で果樹園として利用すると伺っております。利用権の期間は令和13年7月末までとなっております。

なお今回利用権を設定する土地は合計9筆、・・・㎡となっております。

続きまして、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について、農地中間管理機構分についてご説明いたします。議案書の中一ページ及び位置図の中一ページをご覧ください。

今月の申請は合計11件ありますが、代表して整理番号1番の案件について説明します。利用権を設定する者は、元家良輔。利用権を設定するものは鳥飼縁。利用権を設定する土地は橋本市野・・・、・・・の2筆です。現状地目は、畑で面積は合計・・・㎡となっております。利用権の種類は賃貸借で年間・・・円の賃借料を支払いと伺っております。また利用権の期間は十年間となっております。今回利用権を設定する土地は合計・・・筆、・・・㎡となっております。

今回の申請につきましては、中間管理機構が間に入っている基盤強化促進法になっており、一度貸主から中間管理機構に利用権が移りその後、中間管理機構から借主に利用権が移る申請となっております。

以上ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 事務局からの説明が終わりました。追加説明があれば、関係委員からお願いいたします。

○林委員 6番の林です。議案第4号3番の案件で借主の人は・・・の方からかつらぎ町の山崎にきて、柿とかみかんとかイチゴとか作ってるっちゅうことで、まだ色々その後借主さんと直接話してないんですが、借主の奥さんとちょうど出会って、野菜を作ってインターネットで販売してるってことです。それで無農薬、有機栽培ってことで、完熟まで置いて、味もいってことで、注文も多いです。てことを聞きました。そして借主はかつらぎ町に住んでいるんですけども、そちらでは借りるところがあまりなくて、頑張ってる農業やりますということでした。以上です。

○議長 はい。ありがとうございます。他にありませんか。はい。どうぞ。

○大西委員 2点ほど教えていただきたいんです。議案第5号の第1番の賃借料のところなんですけども、賃借料が・・・円っていうこれ上がってるんですけど、これは全体の・・・アールですか？その全体の賃借料なのか、或いは10aあたりなのかっていう、10a当たりだったらかなり高いので、全体なのかなあというのは、その辺のところ確認の意味で質問です。

それから、もう1点ですけども、議案第5号の3番の・・・、最近・・・の方も営農するということで、生産法人作ったり、いろいろご苦労されてるんですけど、どういう形で借りられて、どういう形で農業されるのかわかる範囲で結構ですんで、3番の案件、以上2件です。7番の大西です。よろしくお願いします。

○議長 事務局、説明をお願いします。

○事務局 はい。まず議案第5号の1番の案件につきまして、こちらの・・・円なんですけれども、10aあたりではなくて付託で合わせた・・・a合計分の賃借料となっております。この件につきましては借りられる方が、他の橋本市内でブドウを栽培している農家さんに、この・・・aを借りるとどのくらいの金額が適正かなということ相談されまして、その結果このくらいの面積だったら年間・・・ぐらいが適正であるということで相談され、この金額に設定したというふうに伺っております。

続きまして整理番号3番の・・・が借主になってる案件なんですけれども、こちらにつきましては、もともと申請地をトレーニングファームの農地として貸し借りされていたということで、今後も・・・が、トレーニングファームとして作物を植えて利用するというふうに伺っております。以上です。

○議長 ありがとうございます。他に何かご質問ありませんか。はい。佐藤さん。

○佐藤委員 議案第5号整理番号1番の借主の方は、年齢が25歳ぐらいで農業学校に行っていており広島農業、農業の専門のところでおって、こっちに帰ってきたということでブドウが作ってるんですが、マスカットとかいろいろ種類を作っていて、これからもっと、頑張るやろうという意気込みでやっています。そういうふうな感じですよ。

○議長 ありがとうございます。他にありませんか。林委員どうぞ。

○林委員 先ほどの議案第5号の3番、・・・の農地で、耕作する品目についてもわかるようならお願いします。

○議長 品目について、事務局でわかる範囲でお願いします。

○事務局 3番の・・・なんですけれども、品目につきましては、野菜を作られるということ伺っております。詳しい品目なんですけど申し訳ないけど、確認できないんですけども、畑として使うということで、野菜を植えて収穫するというふうに伺っております。

○議長 よろしいですか。はい。ありがとうございました。他にありませんか。

はい。質疑はありませんので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第4号農業経営基盤促進法第18条の規定による利用権の設定について、並びに議案第5号農業経営基盤促進法第18条の規定による利用権に設定について、中間管理機構分について、本件を承諾することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしのお声がありましたので、本件は原案の通り承諾することに決定いたします。

次、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、事務局に報告を求めます。

○事務局 はい。それでは、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理

についてご説明いたします。議案書の18-1をご覧ください。今回報告ありました案件は1件となっております。申請地は橋本市隅田町山内・・・。賃貸人は・・・氏、賃借人は・・・氏。戦前からの小作契約について、この度令和3年7月20日付でお互いの合意により解約した旨の通知がありましたのでご報告いたします。

以上よろしく申し上げます。

○議長 この点について何かご質問ありませんか。

すいません、私から申し上げます。これを返えされた後は、どういうふうになっているか、わかる範囲で結構です。

○事務局 はい。こちらなんですけれども、・・・さんに返った後は、自分で維持管理して、これから次のご自身の後継者の方に適切に引き継いでいけるように今現在、貸し借りについても整理している最中と伺っております。その後・・・氏が次の方に貸すかなど検討中ということなんです、それまではご自身で適切に管理しているというふうに伺っております。

○議長 再出たことかもわかりませんがこれから農地が返ってきたときに、誰か次の人が借りられる予定があるのではあったら、ちょっと付け加えて欲しいし、多分面積的にはこれ、・・・㎡やったら問題ないんですけれども、たくさん返ってくるときは、方向的なものを教えていただけたらありがたいです。すいません。よろしく申し上げます。

報告事項が終わりましたので、委員の皆様でご意見ご質問はございませんでしょうか。

ないようですので以上で付議された議案及び報告はすべて終了いたしました。

橋本市農業委員会会議規則第18条第2項により署名捺印する。

令和3年8月10日

会 長 池田 泰子

3 番 佐藤 正幸

4 番 中谷 一民
